

県立高校の宿泊研修における事故報告書等に係る公文書非公開決定 に対する審査請求について

1 審査請求人 1名（令和8年1月7日）

2 審査請求の対象となった処分の概要

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、令和7年12月10日、愛媛県情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、以下の文書に関する公文書公開請求を行った。

【対象文書】

審査請求人が県立高校在学時（約28年前）、宿泊研修中に教員から暴行を受けたと主張する事案に関連する事故報告書等の全ての行政文書

(2) 本件公開請求に対する処分

当該請求に係る公文書については作成した記録が残っておらず、保有もしていないことから、教育長は、令和7年12月22日、文書不存在を理由に非公開決定の処分を行った。

3 審査請求の趣旨及び主な理由

（趣旨）

非公開決定処分を取り消し、又は少なくとも必要な調査を尽くした上で改めて判断を行うよう求める。

（主な理由）

請求に係る公文書の存否の判断に当たり、関係教員への聞き取り等の必要な調査が尽くされていない。

4 今後の手続

行政不服審査法に基づき、教育長が審査庁として処理を行う。

- (1) 審査請求人に弁明書を送付し、審査請求人の反論を受けて、主張を整理する。
- (2) 愛媛県情報公開条例第19条の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。
- (3) 同審査会での調査審査を経て答申を受け、教育長が裁決を行う。

○愛媛県情報公開条例

(審査請求があった場合の審査会への諮問)

第 19 条 実施機関（議会を除く。次条及び第 21 条において同じ。）

は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。